

令和8年4月3日

一般社団法人 日本旅行業協会 御中

沖 縄 県

沖縄県内における宿泊税の導入に伴う旅行業関係者への周知について（依頼）

平素より本県の観光行政及び税務行政につきまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、沖縄県及び県内5市町村（本部町、恩納村、北谷町、宮古島市及び石垣市）では、令和9年2月1日より法定外目的税である宿泊税を導入いたします。

つきましては、別添資料により、貴協会会員の皆様への周知に御協力をお願い申し上げます。

なお、詳細は、下記ホームページでもご確認いただけます。

記

- ・ 宿泊税の制度・手続きに関すること 沖縄県総務部税務課

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>



(制度・手続き)

- ・ 税を活用した事業に関すること 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011741/1037798/index.html>



(使途)